

7. 居住の支援

(1) 共同生活援助（グループホーム）

■内容

共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談や日常生活の援助、食事・入浴・排せつの介護などを行います。

■対象者

障がいのある方

※65歳になってから身体障がい者となった方は、新規利用できません。

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（120～121ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(2) 施設入所支援

■内容

単身での生活が困難などの理由で施設に入所する方に、主に夜間において、相談や日常生活の援助、食事・入浴・排せつの介護などを行います。

■対象者

- ①生活介護の利用者で、障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方
- ②自立訓練または就労移行支援の利用者で、入所しながら訓練などを実施する必要がある方など

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（121～122ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(3) 自立生活援助

■内容

定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話メール等による対応も行います（標準利用期間は1年。）

■対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がいのある方や障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況である方などで、理解力や生活力等に不安がある方など。

■手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き(2ページ)」をご覧ください。

■利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額(2～3ページ)」をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166